

## ■ 4条1項11号

不服 2021-016759

### <本願商標>

「くまさん」(標準文字)

第30類「菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。), パン, サンドイッチ, 中華まんじゅう, ハンバーガー, ピザ, ホットドッグ, ミートパイ, イーストパウダー, こうじ, 酵母, ベーキングパウダー, 即席菓子のもと, アイスクリーム用凝固剤, 家庭用食肉軟化剤, ホイップクリーム用安定剤, 茶, コーヒー, ココア, 氷, みそ, ウースターソース, グレービーソース, ケチャップソース, しょうゆ, 食酢, 酢の素, そばつゆ, ドレッシング, ホワイトソース, マヨネーズソース, 焼肉のたれ, 角砂糖, 果糖, 氷砂糖, 砂糖, 麦芽糖, はちみつ, ぶどう糖, 粉末あめ, 水あめ, ごま塩, 食塩, すりごま, セロリーソルト, 香辛料, コーヒー豆, 穀物の加工品, チョコレートスプレッド, ぎょうざ, しゅうまい, すし, たこ焼き, 弁当, ラビオリ, パスタソース, 米, 脱穀済みのえん麦, 脱穀済みの大麦, 食用グルテン, 食用粉類」

※補正後の指定商品

### <結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

### <原査定理由>

引用商標：**熊さん株式会社**

第30類「コーヒー豆, 穀物の加工品, アーモンドペースト, ぎょうざ, サンドイッチ, しゅうまい, すし, たこ焼き, 肉まんじゅう, ハンバーガー, ピザ, べんとう, ホットドッグ, ミートパイ, ラビオリ, イーストパウダー, こうじ, 酵母, ベーキングパウダー, 即席菓子のもと, 酒かす」 他

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「くまさん」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「くま」

の文字は「食肉目クマ科の哺乳類の総称。」(「デジタル大辞泉」株式会社小学館)を意味する「熊」の表音を平仮名表記したものと容易に理解されるものであり、「さん」の文字は「人を表す語や人名・役職名・団体名などに付いて、尊敬の意を表す。また、動物名などに付いて、親愛の意を表すこともある。」(前掲書)の意味を有する語として広く一般に使用され、例えば、身近なものを擬人化し親しみを込めて愛称的にいう場合にも使用されるものであるから、本願商標の構成全体からは「クマサン」の称呼を生じ、動物「熊」に対する親愛の意を表した愛称の観念を生ずるものといえる。

## (2) 引用商標について

引用商標は、「熊さん株式会社」の文字を横書きしてなるところ、その構成中の「株式会社」の文字は「現代の代表的な企業形態の一。」(前掲書)の意味を有し、法人の組織形態を表す用語として広く一般に親しまれているものであるから、その構成文字に照らし、法人の名称を表したものと看取され、いわゆる商号商標の一種として認識されるものとみるのが相当である。

ところで、いわゆる商号商標は、その構成全体をもって識別標識として機能するほか、簡易迅速を尊ぶ商取引の実際においては、一般的に「株式会社」等の法人格を表す部分を省略して、その他の名称部分をもって取引に資される場合も決して少なくないというのが実情といえる。

そうすると、引用商標は、「熊さん」の文字部分が独立して自他商品の出所識別標識としての機能を果たす部分といえるものである(以下「熊さん」の文字部分を「引用商標の要部」という場合がある。)。

してみると、引用商標は、構成文字全体に相応した「クマサンカブシキガイシャ」の称呼を生じ、「熊さんという名の会社」の観念を生ずるほか、引用商標の要部の「熊さん」の文字部分に相応して「クマサン」の称呼をも生じ、上記(1)と同様に、動物「熊」に対する親愛の意を表す愛称の観念をも生ずるものといえる。

## (3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標との類否について検討するに、本願商標と引用商標は、それぞれ上記(1)及び(2)のとおり構成からなるところ、両者は、全体の外観において、構成文字数等に差異があり、本願商標の「くまさん」の文字と、引用商標の要部の「熊さん」の文字との比較において、「くま」及び「熊」の文字部分が平仮名と漢字という点において相違するものの、我が国においては、漢字を同じ称呼の平仮名で表記することが一般的に行われていることを考慮すると、文字種が異なることによる本願商標と引用商標の要

部の外観の相違は、看者に対し、両商標が別異のものであると認識させるほどの強い印象を与えるものではない。

そして、称呼及び観念においては、本願商標と引用商標の要部とは、「クマサン」の称呼及び動物「熊」に対する親愛の意を表す愛称の観念を共通にする場合があり、外観における差異についても称呼及び観念の共通性をしのぐほどの顕著な差異として強い印象を与えるとまではいえないことから、これらを総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標は互いに相紛れるおそれのある類似の商標と判断するのが相当である。

(4) 本願商標の指定商品と引用商標の指定商品の類否について

・・・(中略)

(5) 小括

以上より、本願商標は引用商標と類似する商標であり、かつ、本願商標の指定商品は、引用商標の指定商品と同一又は類似のものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(6) 請求人の主張について

ア 請求人は、「株式会社」の文字について、引用商標の「熊さん株式会社」においては、「熊さん」の言葉と結合することによって、一体として特定の法人であることを表すものであり、「株式会社」の部分を切り離して、識別性が「極めて弱いか、その機能を果たさない。」と判断することはできない旨主張する。

しかしながら、「株式会社」の文字が、法人の組織形態を表す用語として広く一般に親しまれ、法人の名称を表したいいわゆる商号商標は、その構成全体をもって識別標識として機能するほか、簡易迅速を尊ぶ商取引の実際においては、一般的に「株式会社」等の法人格を表す部分を省略して、その他の名称部分をもって取引に資される場合も決して少なくないことは上記(2)のとおりである。

・・・(中略)

エ したがって、請求人の上記主張は、いずれも採用することができない。

(7) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

## 弁理士コメント

本願商標「くまさん」と引用商標「熊さん株式会社」は、本願商標と引用商標の要部の外観における差異が、称呼及び観念の共通性をしのぐほどの顕著な差異として強い印象を与えるとまではいえないことから、これらを総合して全体的に考察すれば、両商標は互いに相紛れるおそれのある類似の商標と判断するのが相当である、と判断されました。

まず、「株式会社」の文字の識別力が弱いという点については、異存はないでしょう。また、審決の言うように、実際の取引においては、「〇〇〇株式会社」の「株式会社」の部分を除いて、「〇〇〇」の部分のみが市場において使われることも少なくないでしょう。

したがって、引用商標を構成する「熊さん」の部分が要部になり得るという点については、これもまた異存はないのではないかと思います。

そうすると、本願商標「くまさん」と引用商標の要部「熊さん」の共通性が問題となるわけですが、審決では、上述の理由によって、最終的には「類似する」と結論付けました。

個人的には、両商標の観念の認定には違和感を覚えるものの、妥当な結論だと考えます。

なお、請求人が主張しているように、たしかにクリニックや店舗などの名称については、「構成全体として固有の名称を表したもの」として、商標全体でのみ類否が判断される場合も少なくないと言えます。しかし、やはりこれが「株式会社」の文字となると、少々事情が異なるのではないかと個人的には思います。

仮にもし、本願商標に登録が認められれば、引用商標権者は「熊さん」の部分だけの使用ができなくなる可能性があるわけで、その影響は計り知れません。実際、引用商標権者のものと思しきウェブサイトにおいては、「熊さん」単独の文字やロゴの使用が見受けられます。

引用商標は 1987 年に登録されていることから、すでに引用商標権者には少なくとも 35 年以上の歴史があるわけです。取引先などから「熊さん」と呼ばれていることは、想像に難くないでしょう。このような状況を覆してまで、本願商標に登録を認める必要性は、やはり当職には感じられません。

ちなみに、比較的最近の審判においては、たとえば、「EyeTech」と「アイテック株式会社」が非類似とされた審決（不服 2022-000358）や、「APEX」と「株式会社 エイペックス」が類似とされた審決（不服 2019-013046）などが見受けられますが、本審決を含めて異なる判断がされた根拠を検討しますと、両商標の（要部における）観念の共通性が、その一つとして挙げられると言えるかもしれません。

（弁理士 永露 祥生）

< 2022年10月6日 >